

西 監 発 第 81 号
平成 20 年 12 月 17 日

請 求 人 様

西宮市監査委員	佐 藤	みち子
同	田 中	渡
同	村 西	進
同	阿 部	泰 之

西宮市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 11 月 19 日付西監収第 76 号で収受しました「西宮市職員措置請求書」につきましては、12 月 15 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 20 年 11 月 19 日付、西監収第 76 号で提出されました西宮市職員措置請求書の請求要旨は、以下のとおりです。

仮称甲陽園東山町マンションの事業計画において「はり半」内の溪流が人工水路に付け替えられようとしている。本件水路は公共用財産として災害防止に役立つよう、水路としての機能維持が本来の行政財産の管理に合致している。機能を阻害する管理は違法で、今回の付替えは水路としての機能を阻害する。行政財産は公共の用途に資するよう管理すべきで、今回の付替えは公共の用途でなく、一業者の利益のためである。よって、用途廃止、交換はいずれも違法であり差し止められるべきである。

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく監査請求として、西宮市長に下記の行為の差し止めを請求する。

現存する本件水路(水路番号・東 463、東 457、東 484 号水路)について、行政財産(公共用財産)の用途廃止を行ってはならない。

現存する本件水路と別紙目録記載の土地のうち、新設水路敷(付替え水路平

面図で水路工事対象地とされている土地)と交換してはならない。

溪流(行政財産)は「もみじ谷」とも呼ばれる自然に形成された溪谷であり、市民にとって重要な財産であり、違法な財産の処分を行ってはならない。

第2 地方自治法第242条に係る判断

住民監査請求の対象となる行為は、市職員等が行った特定の財務会計上の行為若しくは怠る事実が違法不当であると認識され、請求人によって、その具体的な理由をもって、本市職員等に係る固有の違法不当性を摘示されることが必要とされています。さらに、市に財産上の損害が発生若しくは発生するおそれがあることが明らかであることが必要とされています。

しかし、請求人の請求要旨及び添付された事実証明から、本件措置請求は、住民監査請求の対象となる市職員等が行った財務会計上の行為には該当しません。また、違法・不当とする理由あるいは怠る事実についての摘示もされていません。

以上のことから、水路の用途廃止、交換、処分の差止めを求める本件措置請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であり、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

以 上